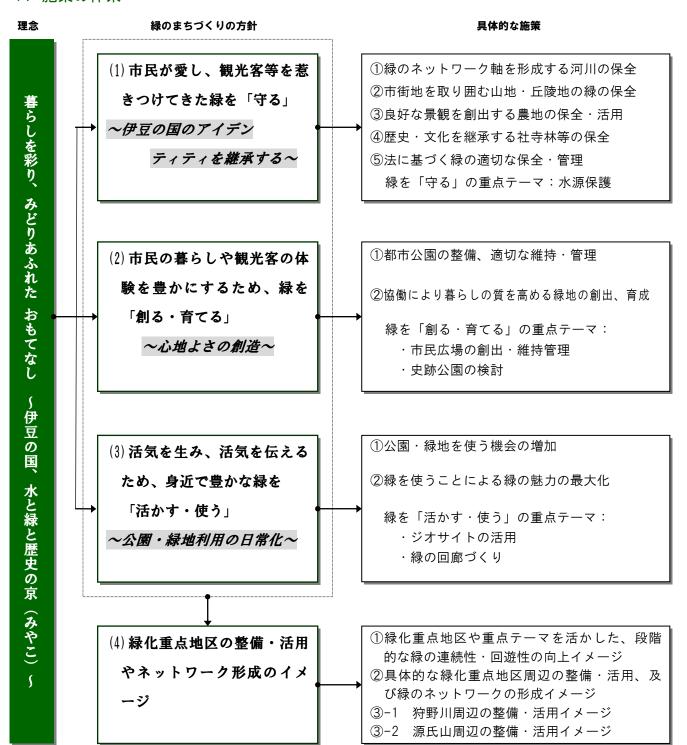
V 緑地保全・緑化推進に係る施策展開

緑のまちづくりの方針ごと、具体的な施策を位置付けます。なかでも、今後の本市の重要な地域資源の維持保全や整備に係る施策は、重点テーマと位置付け、優先的に取り組みます。

また、緑化重点地区では、空間整備や活用のイメージに加え、緑化重点地区や重点テーマを活用した市全域の緑のネットワーク形成の在り方を検討します。

1. 施策の体系



2. 方針別の施策展開

(1) 緑を「守る」ための施策 ~伊豆の国のアイデンティティを継承する~

① 緑のネットワーク軸を形成する河川の保全

本市には、一級河川狩野川、深沢川、韮山古川、江間川、宗光寺川など多くの河川が流れ、本市の緑のネットワークを形成しています。

これら河川が有する豊かな自然環境や、潤いのある水辺空間を維持するため、河川の保全を 図ります。市内の主要な河川では、安全性を高めるための改修事業等とあわせ、親水性の確保や 河川緑化を推進するほか、河川沿いにおいても緑地の適切な整備に努めます。

なお、身近な河川や水路の水質保全のため、市民や事業者等が生活排水等の水質改善に努めるよう促します。

② 市街地を取り囲む山地・丘陵地の緑の保全

本市南西に聳える葛城山・城山、里山の景観を生みだしている田中山・守山等、市街地を取り囲む山地・丘陵地の緑は、市街地の背景となり、都市やその地域を彩る緑として、貴重な役割を担っています。

また、これらの緑は景観形成以外にも、土砂災害等の防止、水源涵養、動植物の生息空間の提供等、多様な役割を担っています。

このため、今後も開発を抑制し、天然林や混合林の整備の促進、人工林の育成・管理などにより、適切な保全に努めます。

③ 良好な景観を創出する農地の保全・活用

江間、原木、長崎など、市街地周辺に広がる農業振興地域農用地区域は、生産機能を持つだけでなく、周辺の里山や狩野川等の自然とともに良好な里山景観を創出しているとともに、その保水・遊水機能等により災害防止にも寄与しているため、引き続き、法指定のもと農地として保全を図ります。

一方、市街化区域内の農地は、市街地における貴重な緑地であり、良好な緑地景観を創出しているとともに、防災上のオープンスペースとして有効な空間であるため、市街化区域内の都市的土地利用と整合を図りつつ、保全に努めます。

この他、農業従事者の高齢化や後継者不足等により、増加傾向にある遊休農地は、農業法人への貸出などを促進し、農地機能の維持に努めます。

4 歴史・文化を継承する社寺林等の保全

市内に点在する社寺林は、市の歴史・文化を継承する貴重な緑であるとともに、近隣市民の憩いの場、児童の遊び場等として利用され、また都市の気象の緩和に機能するなど、様々な役割を担っていることから今後も保全を図ります。

なお、社寺林は、市の文化財への登録や市景観計画に定める方針に基づき、景観重要樹木に指定し、樹木・樹林を保全するとともに、害虫防除対策を行うなど、適切な管理に努める。

また、保全するために必要な情報を収集し、保全方法などを検討する。

⑤ 法に基づく緑の適切な保全・管理

本市を取り巻く自然環境の緑の大半は、保安林、風致地区、河川区域など自然公園法による 位置付けがある地域制緑地です(平成 22 年都市計画基礎調査等によると、市の自然的土地利用 7,328.1ha のうち、84.0%が地域制緑地(6,152.8ha))。

これらの緑については、今後も各種法の趣旨(防災、景観、環境保全等の公益的目的を達成 する等)に鑑み、適切に保全・管理します。

一方、市街地やその縁辺部においては、開発行為等により自然的土地利用が減少傾向にあるため、地域住民と合意形成を図りながら、風致地区や緑地保全地域*等の指定により、地域制緑地として保全する緑の面積を維持・増加させることを検討していきます。

* 緑地保全地域とは、「都市緑地法」に基づき、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな 行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度。

■ 「伊豆の国のアイデンティティを継承する」のイメージ

水と緑の保全(狩野川周辺)



ランドマークの緑の保全(城山)



農のある風景の継承 (浮橋)



蛍の出る環境の保全(韮山古川)



里山の自然の維持保全(守山西公園)



観光農園の有効活用(いちご狩り)



* 緑を「守る」の重点テーマ

① 水源保護

本市の水源は、上水道事業では10箇所、簡易水道等事業では6箇所、計16箇所が確保されています。

安全かつ良質な水の提供のため、これらの水源の水質は定期的な検査で管理されており、加えて、韮山地区では、清浄かつ安定した量の水道水の確保を目的に、条例で水源保護区域を定め、開発行為や樹木の伐採等を制限しています。

現状では、市全域で良好な水質・必要な水量が確保されていますが、水源保護は、森林が持つ防災機能の維持(渇水や洪水の緩和)や、本市の特徴的な自然資源であるホタルや水田等を守ることにも寄与します。

このことから、水源保護を重点テーマの1つに位置付け、韮山地区以外でも、今後、関係部局や地域住民等と水源保護の必要性について検討を重ね、必要に応じ条例化等により保護を図ります。

【旧韮山町水道水源保護条例の概要】

- ・ 本条例は、清浄かつ安定した量の水道水を確保するため、その源となる水道水源を水質の汚染及び水量の減少から保護することを目的としている。
- ・ そのために、水道水源及びその上流区域で「水源管理区域」を、また管理区域内で水道水源の良好な水質、適 正な湧水量の確保のため、保護することが特に必要と認められる区域を「水源保護区域」として指定し、水源の 水質や水量に影響が懸念される事業について、管理・規制している。

(2)緑を「創る・育てる」ための施策 ~心地よさの創造~

① 都市公園の整備、適切な維持・管理

~身近な公園の整備、適切な維持・管理~

暮らしに身近な公園を、気軽に歩いて利用できる範囲(概ね 250m)に配置することを目指し、都市公園等の公園・緑地の整備及び拡充を推進します。

公園の整備にあたっては、公園・緑地の充足状況、周辺の避難場所の過不足、候補地の有無 (空地・空き家等の低未利用地)、地域の要望等を踏まえ、計画的に進めていきます。また、温 泉街周辺や韮山反射炉周辺など民間参入が見込まれるポテンシャルが高い地区では、PPP*な どの手法により、民間活力を活用した公園の整備、リニューアルを検討します。

なお、公園の運営管理にあたっては、パークマネジメントプラン*を作成し、これに基づく運営や、指定管理者制度や地域住民との協働による維持管理を行い、良好な環境の形成に努めます。

- * PPPとは、パブリック・プライベート・パートナーシップの略で官民が連携して公共サービスの提供を行う手法のこと。
- * パークマネジメントプランとは、公園の積極的な活用を図るため、公園ごとの役割に応じた再整備、整備や運営への民間活力の導入、また協働での公園の維持管理の在り方等についての検討やその体制づくり、また具体施策を定める計画のこと。

■ 時系列での公園の整備目標

	・ (仮称)古奈地区公園 約 0.4ha を整備
短期(概ね5年以内)	・ 順天堂大学医学部附属静岡病院周辺に、地区計画による公園 約0.1ha を整備
	・ 伊豆長岡公園の未整備箇所の整備 ((仮称) 古奈地区公園と隣接する箇所の整備 約 0.3ha)
中期(平成37年まで)	・ 伊豆長岡駅周辺及び田京駅周辺に、公園整備検討
長期(平成37年以降)	・ 伊豆長岡公園の未整備箇所の整備促進
	・ 人口減少により発生が見込まれる空き家・空地等の低未利用地を活用するため、無
	償借地公園制度等により都市公園整備を検討

~既存の公園・緑地のメンテナンス~

既存の公園・緑地は、公園施設の長寿命化計画に基づき、計画的なメンテナンスを行います。 また、地域住民のニーズと不一致等が生じている公園については、地域住民と協働で利用方 法や施設の内容を検討し、地域の特色や利用形態に合った身近な公園づくりに努めます。具体的 には、バリアフリー化、防災拠点としての施設充実、利用用途に応じた施設整備等を検討します。

~必要に応じた公園の再編~

都市公園のうち、長期未整備の都市計画公園は、地区の状況によっては、都市計画法第 53 条による建築規制等により、まちの発展の阻害要因となることも懸念されます。

こうした公園については、都市計画決定以降の社会情勢の変化、一人あたりの都市公園面積、 公園の誘致圏、周辺の公園・緑地による機能代替等から、総合的に必要性や実現性を検討し、統 廃合や機能の見直し等の方針を決定することとします。

⇒ 昭和 27 年に都市計画決定され、長期未着手となっている最明寺公園の廃止

② 協働により暮らしの質を高める緑地の創出、育成

~市民による緑豊かな住宅地の創出~

住宅地は、本市全体の都市的土地利用の約3割、市街化区域内の都市的土地利用の約5割を 占めており、特に市街地においては、住宅地の緑が地域の緑を支えているといえます。

このため、生垣や庭園、屋敷林等の緑の保全・育成を促すとともに、新たな緑の創出を促していきます。

また、今後、新たに整備する一定面積以上の区画での建売住宅地やマンション等は、地域の良好な住環境づくりに資する良好な緑の整備を促していきます。

この他、地域ぐるみで緑のまちづくりを推進するため、地区計画*1、緑地協定*2 などの制度 導入を検討し、積極的に緑の確保に努めます。

- *1 地区計画とは、「都市計画法」に基づき、住民の合意に基づき、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための制度。
 - 緑のまちづくり推進においては、建築物等に関する事項として、建築物の緑化率の最低限度の設定や、垣又はさくの構造の制限(生垣化)等を定めることができるほか、土地の利用に関する事項として、現存する樹林地・草地等の良好な環境の維持・保全等を定めることができる。
- *2 緑地協定とは、「都市緑地法」に基づき、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。

~事業者等による民有地の緑化促進~

市街地での緑のまちづくり推進には、事業者等による民有地の積極的な緑化も重要です。

このため、大規模な店舗、工業地等では、周辺の環境保全や災害対策等に資するまとまりの ある緑の保全・創出を促進し、また小規模な事業所等においても緑化推進を誘導していきます。 こうした取り組みにより整備されたまとまりのある緑地については、市民緑地制度*の導入を検 討し、地域の人々も利用可能な公開緑地としていくことを検討します。

また、人々が多く集まり、賑わいの場所となる駅前や温泉街周辺では、豊かで潤いのある緑の創出を目指し、プランターやコンテナツリー等を用いた緑化等を促進していきます。

* 市民緑地制度とは、「都市緑地法」に基づき、土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体又は緑地管理 機構が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。

~行政による公共施設用地の緑化推進~

学校、病院、官公庁施設などの公共公益施設及びその用地は、緑のまちづくりを推進していくうえでの先導的な役割を担っています。

このため、既存樹木の保全・育成、市民花壇の設置、屋上緑化・壁面緑化の推進、駐車場の 緑化など、積極的な緑化に取り組みます。

~協働による防災空地の確保推進~

建物が密集し災害リスクが高い市街地(静岡県第3次被害想定で延焼危険度4と示された地域等)では、空き家や空地等の低未利用地を活用し、防災空地の確保を検討していきます。

【参考】広域防災拠点の検討

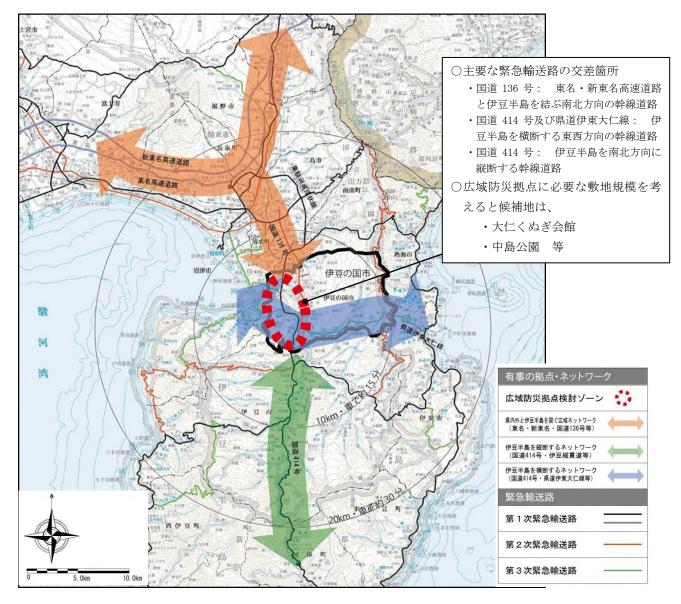
本市は、東名・新東名高速道路と伊豆半島を結ぶ南北方向の緊急輸送路(国道 136 号、国道 414 号)と、伊豆半島を横断する東西方向の緊急輸送路(国道 414 号、県道伊東大仁線)との交差箇所に位置します。

立地の優位性から、災害時には伊豆半島への中継地点や、周辺の津波災害地域からの避難地など、本市は広域防災拠点としてのポテンシャルが高く、その機能導入が求められます。

このことから、広域防災拠点を重点テーマと位置付け、今後、関係部局と検討を進めます。

なお、広域防災拠点に必要な敷地規模を考えると、大仁くぬぎ会館、中島公園等が候補地と して考えられ、これらの災害リスク、他用途での使用予定、必要なインフラ等を確認し、整備 の可能性について総合的に検討していく必要があります。

■ 広域防災拠点としての立地の優位性



~協働による公共空間の緑化推進~

本市には河川による緑のネットワークは形成されているものの、これを補完するべき道路の 緑化が充足していません。

このため、新規整備路線の緑化を心がけるとともに、既存道路においても可能な範囲での緑化推進を図ります。

道路の緑化は、行政が歩道に街路樹植樹、花壇設置を行い、これらを市民団体等が管理するなど、協働による道路空間の緑化を進めます。

また、道路以外の公共空間(公園、河川、公共公益施設等)についても、自治会や地域の公園や河川の愛護団体、事業者等の緑化活動を促し、行政はその資材等を提供する形での協働により、緑化を推進します。

■ 「心地よさの創造」のイメージ

居心地の良い公園の整備、維持管理



住宅の緑の増加、創出



道路緑化の促進



協働による公園花壇の美化



市民緑地制度活用(世田谷トラスト印参照)



緑地協定の活用イメージ(国交省 HP)



* 緑を「創る・育てる」の重点テーマ

① 市民広場の創出・維持管理

市街地のなかの規模の小さい公園・緑地(市民広場)は、市民にとっては、身近な近所付き 合いや子育て、健康づくりの場等として、また来訪者にとっては、観光地における一時の憩 い、交流の場等として、重要な役割を担っています。

このことから、市民広場の整備や運営・活用を重点テーマとして位置付けます。

市民広場は、利用者がより居心地良く、多くの機会・多くの時間を利用できるよう、植栽による適度な囲い込みやパーゴラや東屋等の施設の追加設置等に努めます。その整備内容については、地域住民の参加のもと検討することで、地域特性に応じ必要な整備を選定するとともに、市民が市民広場に愛着をもち整備後の運営・活用にも係る体制の構築を目指します。

【市民広場の整備・活用イメージ案】

- 伊豆長岡駅前広場の再整備
 - ・ 今後、伊豆長岡駅舎の再整備が検討された際には、併せて駅前広場の再整備を検討する。
 - ・ 再整備にあっては、従来の鉄道とバス・タクシー等との交通結節機能を重視した「交通広場」としての機能 に加え、歩行者の居心地や交流等を重視した「歩行者空間としての広場」としてオープンスペースの確保や周 辺の建物との関係性等に留意する。
 - ・ また、市民や利用者の参加のもと、広場の機能や規模等を検討することで、整備後の運営や維持管理に、市 民等が参加し続ける体制づくりに努める。

○温泉街周辺の足湯公園等の活用

- ・ 湯らっくす公園や古奈湯元公園など、温泉街周辺の足湯がある公園・広場等は、周辺の温泉宿や源氏山、狩野川等との回遊性を高めることで、その活用機会を増加させる。
- ・ その際、公園・広場の魅力自体を高めるために、イベント等の従来の取組みの継続に加え、公園内でのファーマーズマーケットの開設等を検討する。
- ・ なお、回遊性の向上にあっては、愛称道路や七福神巡り等と連携し、ストーリー性のあるルートづくりを検 割する。

② 史跡公園の検討

数多くの寺社や史跡が存在する本市では、韮山反射炉の世界文化遺産登録を契機に、歴史・文化を活かしたまちづくりの機運が高まっています。なかでも、国指定史跡である北条氏邸跡(円成寺跡)、願成就院跡、伝堀越御所跡が分布する守山中世史跡群では、歴史・文化を活かしたまちづくりが期待されています。

このことから、史跡の歴史・文化的価値をさらに高め、地域資源としてより広く活用していくため、史跡公園を重点テーマと位置付け、前述の3史跡を史跡公園として整備することを検討します。

検討にあたっては、本市が策定した「伊豆の国市歴史文化基本構想」及び、策定予定の「伊豆の国市歴史的風致維持向上計画」と連携し、都市公園事業なども活用し、守山中世史跡群の整備を進めます。

【史跡公園とは】

・ 史跡公園とは、文化財保存事業(文化財保存事業費関係国庫補助金)により保存・整備された史跡を中心と して整備される公園である。

【史跡公園の事例 (出典:国土交通省資料)】

登呂公園 約5.8ha (静岡県静岡市)



加賀屋緑地 約 0.5ha (大阪府大阪市)



(3) 緑を「活かす・使う」ための施策 ~公園・緑地利用の日常化~

① 公園・緑地を使う機会の増加

日常的な公園・緑地の利用促進のため、イベント開催や環境学習・地域学習の普及・拡大を 推進するとともに、公園の位置、施設、魅力等について広報PRを推進します。

市や観光協会のホームページ等を活用し、市内の緑化に関するイベントや講座、季節ごとの草花の情報やおすすめスポット等の情報を提供することで、市民が緑に親しむ機会を増やすよう努めます。

② 緑を使うことによる緑の魅力の最大化

本市の山林や河川の緑を「体験」している既存の団体を、市や観光協会のホームページ等で紹介し、参加者の増加等を促すことで、活動の輪を広げていきます。

また、市民の森浮橋、鍋沢ふれあい公園、城山ハイキングコース等は、緑を「体験」し、楽しむ際の初心者用の施設と考えられるため、その魅力や使い方等を広報等で伝えていきます。

■ 山林や河川の緑を「体験」するイメージ

- ・木登り
- ・落ち葉や木の実拾い、これらを使った工作
- ・自分で作ったおもちゃを使っての遊びや食事等

「森で遊ぶ」







・広葉樹の育成

どんぐり拾い→鉢植え→森林内に移植→名札(番号札)付け→草刈 →成長調査・記録(芽生えの確認、幹の太さの推移等)→間引き 等

「森を育てる」、 「森を学ぶ」







・カヌー、カヤック、魚とり等

「川で遊ぶ」







* 緑を「活かす・使う」の重点テーマ

① ジオサイトの活用

伊豆半島では、本市を含めた伊豆地域 15 の自治体・県・各種団体・大学などが協力し、「伊豆半島ジオパーク推進協議会」を設立している。平成 24 年には日本ジオパークネットワークへの加盟が認められ、ジオパークを活用した地域活性化の動きが活発化しつつあります。

本市には 16 のジオサイトがあり、周辺の歴史・文化資源や観光施設等との連携により、地域のにぎわいや交流を創出するため、その利活用が期待されています。

伊豆半島ジオパークについては、平成 27 年9月に世界ジオパーク認定が保留されましたが、伊豆半島ジオパーク推進協議会では、平成 28 年 11 月に、再度認定を申請し、ユネスコ世界ジオパーク認定に向けた取り組みを進めています。

このことから、ジオサイトの活用を重点テーマとして位置付け、整備を検討します。 また、ジオサイトを活用したジオツアーを検討します。

- · 対象を初級~上級や、若年層·高齢者などに分け、選択できるコースを設定。例えば、
 - 【初級】 若年層や高齢者でも簡単に地形や景観等に触れられる葛城山のロープウェイ
 - 【中級】 城山や狩野川(放水路)の景色等を楽しむ、狩野川沿いのサイクリング
 - 【上級】 地形を体感する、城山等のトレッキング

■ 市内のジオサイト・ジオポイント

ジオサイト	ジオポイント	概要
伊豆長岡	南江間	地震動の擦痕
	北江間	北江間横穴群と海底火山灰層、火山の根と柱状節理
	墹之上	狩野川放水路、狩野川資料館
城山・葛城山	城山	火山の根の地形と周囲の景観
	小室	火山の根と柱状節理
	白鳥山	火山の根と柱状節理
	葛城山	火山の根の地形と周囲の景観
大仁・修善寺	大仁橋	狩野川台風と大仁橋の歴史、台風災害慰霊碑、治水施設
	水晶山	狩野川の景観と水晶産地としての小山
韮山峠南	韮山峠南	多賀火山の溶岩流
	韮山峠西	浮橋断層の地形、断層池
浮橋	浮橋	浮橋盆地の地形
	浮橋北	箱根火山と九州起源の火山灰
高塚山・巣雲山	長者原	長者原マールの地形と噴出物、巣雲山スコリア丘の景観
	田原野	田原野盆地の地形、箱根火山の軽石と火山灰
	巣雲山	巣雲山スコリア丘の断面、長者原火山の火山灰層

② 緑の回廊づくり

本市には、市全域に自然、景観、公園緑地等の環境資源や、歴史文化資源などの多様な地域資源が分布しています。これらの一部は河川によりネットワークされているものの、連続性や回遊性をさらに高めるために、河川を補完する道路の緑化や美化による新たなネットワーク形成が期待されます。

このため、緑の回廊を重点テーマとして位置付け、地域資源間を繋ぎ、回遊性の向上を図る道路整備や維持管理に取り組みます。

緑の回廊として、「愛称道路」11 路線を位置付け、それ以外については、地域の状況にあわせて道路、自転車道、歩道で繋ぎ、必要な整備を推進します。その際、ジオサイトや歴史文化資源間等を繋ぐ道路や、温泉街の道路等について、優先的に位置付けを検討します。

なお、緑の回廊に位置付けた路線については、「景観計画」や策定予定の「歴史的風致維持 向上計画」と連携し、以下を優先的に取り組むこととします。

- ・ 地区計画による屋外広告物規制や、屋外広告物の集約化
- 電線の地中化
- · 地域住民やしずおかアダプトロードプログラム参加団体等との協働による緑化·美化

■ 参考:愛称道路一覧

道路名称	ルート概要・特徴	
読売巨人軍 長嶋茂雄ロード	元読売巨人軍の長嶋氏が、現役時代に冬の合宿を、大仁ホテルで行ったことは良く知られている が、その際にトレーニングに利用されたことで有名なコース	
読売巨人軍 長嶋茂雄ランニングロード	元読売巨人軍の長嶋氏が、現役時代に冬の合宿を、大仁ホテルで行ったことは良く知られているが、その際にトレーニングに利用されたことで有名なコース	
あやめ小路	伊豆長岡地区の古奈温泉街に位置し、県道から一歩入った宿泊施設の間を通る閑静な道で、通称 「あやめ小路」と呼ばれているルート	
温泉場出逢い通り	長岡温泉場地区に位置し、沿道には温泉が楽しめる宿泊施設があり、地元では通称「温泉場通り」と呼ばれ親しまれてきたルート	
いちご街道	伊豆の国市の北部に位置し、韮山の北江間地区の狩野川放水路と韮山地区のいちご狩りセンター を結ぶ道で、江間地区と韮山地区の水田といちご園が多く見られる、農業地帯の中を通るルート	
北条の里さんぽ路	韮山地区に位置し、狩野川の右岸の守山の緑を背景に、北条氏邸跡(円成寺跡)や伝堀越御所跡などが存在し、歴史的な地区を通るルート	
頼朝・政子語らいの路	韮山地区に位置し、狩野川の右岸の守山の東を南北に結ぶ道で、この通りの近くには、真珠院、 願成就院などお寺が数多く存在するルート	
反射炉カノンロード	国道136号から緑豊かな、伊豆の山を背景に、世界文化遺産 韮山反射炉へのルート	
坦庵公思索の道	伊豆の山の西麓に位置し、韮山反射炉と江川邸を結ぶ南北の道で、水田、畑などの農地や集落地 及び丘陵の間を通る、自然豊かな歩行者ルート	
反射炉・富士見ロード	伊豆の山の西麓に位置し、富士山と水田地帯・集落を見ながら移動し、近くには蛭ヶ島などの史 跡などがある車のルート	
文覚さんと毘沙門道	伊豆の山の西麓に位置し、毘沙門堂への参拝の道で、緑豊かな、谷沿いを流れる川の音などを聞 きながら、山道を登って行く参道ルート	

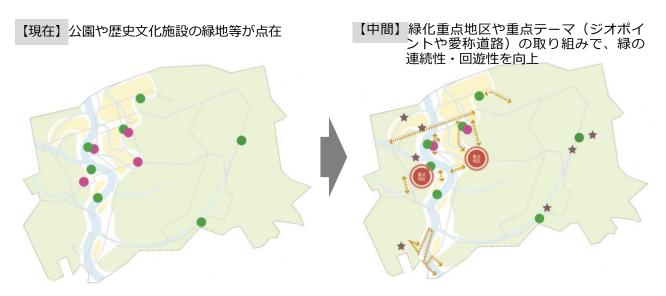
(4)緑化重点地区周辺の整備・活用やネットワーク形成のイメージ

緑化重点地区の取り組みや前述の重点テーマを活用し、本計画の基本理念で示した「市全域の公園化」や「温泉街や歴史文化資源との回遊性の向上」を段階的に図っていくイメージを示します。このイメージに向けた取り組みの推進により、公園・緑地が充足していない地区の解消や、緑の連続性・回遊性を高めていきます。

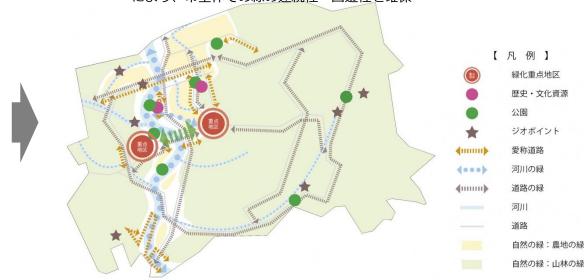
なお、緑化重点地区周辺では、市街地において望まれる緑の在り方、使い方、地域や施設の魅力を最大限引き出すための空間整備などを、他地区に先駆けて示していく必要があります。このため、緑化重点地区周辺の整備・活用のイメージをモデル的に示すこととします。

* 韮山反射炉周辺地区は、韮山反射炉総合整備計画など他計画で具体の施設整備の位置付けがあることから対象外としました。

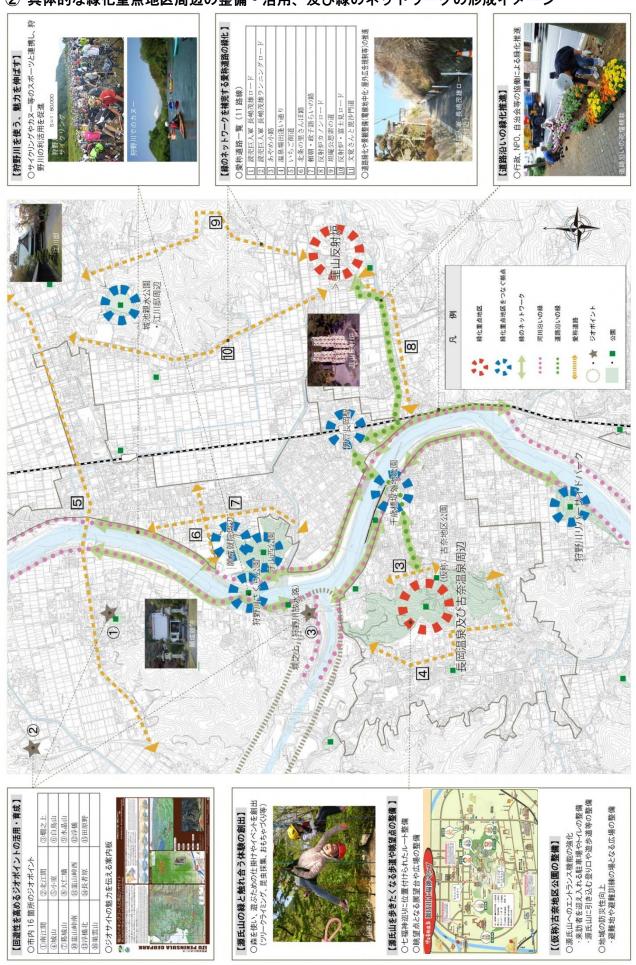
① 緑化重点地区や重点テーマを活かした、段階的な緑の連続性・回遊性の向上イメージ



【将来】緑化重点地区や重点テーマの取り組みの周辺への 波及、幹線道路の緑化・美化活動の促進、サイク リング・ウォーキングコースの新たな位置付け等 により、市全体での緑の連続性・回遊性を確保



② 具体的な緑化重点地区周辺の整備・活用、及び緑のネットワークの形成イメージ

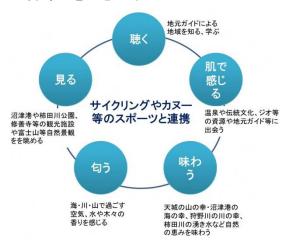


③-1 狩野川周辺の整備・活用イメージ

ア 狩野川ツーリズムによる狩野川全体の利活用

- ・ サイクリングやカヌー等のスポーツと連携 することで、狩野川全体の利用を促進
- ・ 市内に限らず、上流・下流の市町とも協力 し、スポーツと地域の魅力を繋ぐことで、地 域の活性化に繋がる仕組み作りを検討
- ・ 狩野川利用における重点整備箇所として、 狩野川堤防を位置付け、その整備・利活用を 促進(サイクリングコースの連続性確保、サ イン整備、堤防舗装の適切な維持管理等)

■ 狩野川を5感で楽しむ (参考: 国土交通省資料)



イ 利用状況や機能に応じたゾーンごとの狩野川の利活用の促進

- ①まちと繋がり、観光交流を強化する「千歳橋周辺」
 - ・ 千歳橋周辺は、その立地環境を活かし、市民や来訪者が気軽にまた日常的に、川で遊び 緑と触れ合うゾーンに位置付けを検討
 - ・ まちなかと連携した賑わいづくりの中心的な役割を担う施設として、千歳橋堤外地公園 を狩野川利用における重点整備箇所に位置付け、公園の整備・利活用を検討

② 狩野川コリドーや河川敷グラウンドを活かしスポーツ振興を図る「中島公園周辺」

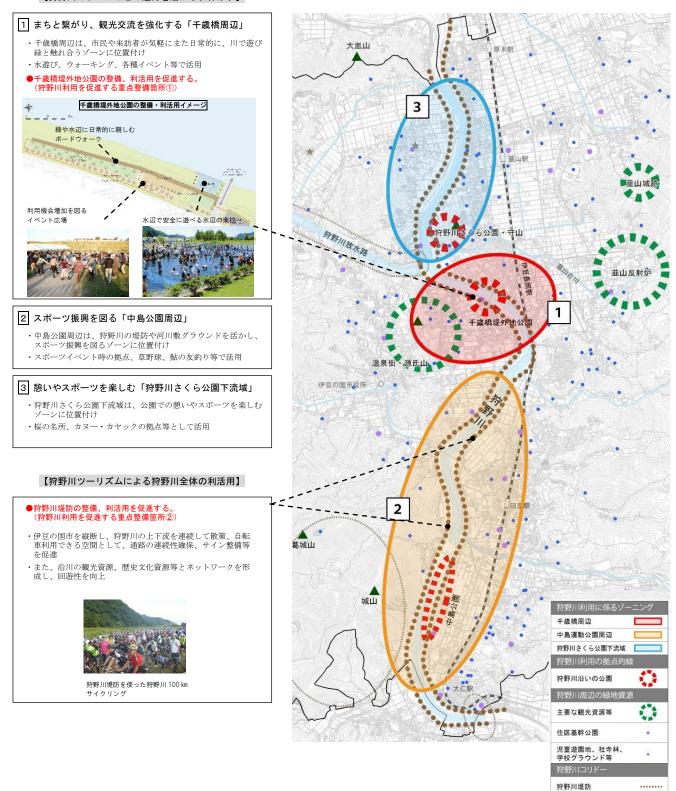
- ・ 中島公園周辺地区は、狩野川の堤防や河川敷グラウンドを活かしスポーツ振興を図るゾーンに位置付け
- · イベント利用の拠点となる河川敷グラウンドの適切な維持管理や、サイクリング・ウォ ーキングイベント等の継続、適切な支援

③ 公園での憩いや水辺のスポーツを楽しむ「狩野川さくら公園下流域」

- · 狩野川さくら公園下流域は、公園での憩いや水辺のスポーツを楽しむゾーンに位置付け
- ・ 桜の名所としての公園利用やカヌーやカヤック等による狩野川下りの拠点としての利用 を推進

■ 狩野川周辺の整備・活用イメージ

【狩野川のゾーンごとの魅力を活かし、伸ばす】



③-2 源氏山周辺の整備・活用イメージ

ア 源氏山の魅力を引き出す

- ・ 源氏山に人を引き込み、源氏山の魅力を楽しむ人を増やすため、(仮称)古奈地区公園や登 り口等の整備により、源氏山のエントランス機能を向上
- ・ プレーパークや食育等の場として源氏山を使い、遊ぶための仕掛けやイベントを創出
- ・ 魅力的な景観資源(富士山や反射炉等)を望むため、眺望点を整備

■ (仮称)古奈地区公園の位置付けと整備内容

○源氏山へのエントランス

- ・ 「源氏山への玄関口」として、来訪者を迎え入れるための駐車場やトイレ等を整備
- ・ 源氏山へと繋がる遊歩道や案内板等を、源氏山(伊豆長岡公園)整備と一体的に推進
- ・ 源氏山山際の緑を活かし、周辺児童等が緑と関われる場、機会を創出
- ・ 公園の運営・維持管理は、地元自治会や周辺小学校や幼稚園を中心とし、観光協会、温 泉街関係者等の参加のもと協働して行うことを検討

○地域の防災拠点

- ・ 「古奈温泉街の避難地」の1つとして、避難地や避難訓練の場となる広場を整備
- ・ 特に水害時には、周辺より高くした公園の造成高を活かし一時的な避難場所として活用 することを想定

○地域の憩い・交流の場

・ 市民の日常生活における憩いや交流の場として、自由に活用

イ 温泉街の魅力を高める

・ 源氏山を介して東西の温泉街を繋ぎ、回遊性を向上させることで、エリアとして温泉街 の魅力を向上(源氏山の遊歩道や温泉街裏道の整備推進、七福神巡りの活用等)

ウ 周辺市民等の利用を促し、協働で緑の育成・維持管理に努める

- ・ 協働による緑の育成・維持管理体制の構築を図るため、幼稚園や小学校の授業の場、また山林での活動を行っている団体(森林組合、森遊び等に係るNPO等)の活動の場として、源氏山を活用
- ・ 七福神プロジェクト等に係る地元温泉街等と協働し、周辺市民や温泉街への来訪者等が、 源氏山で桜やもみじを育てる参加型のイベントを検討・開催

